

高知県高等学校PTA連合会 高校生総合補償制度ご加入のおすすめ

(団体総合生活保険)



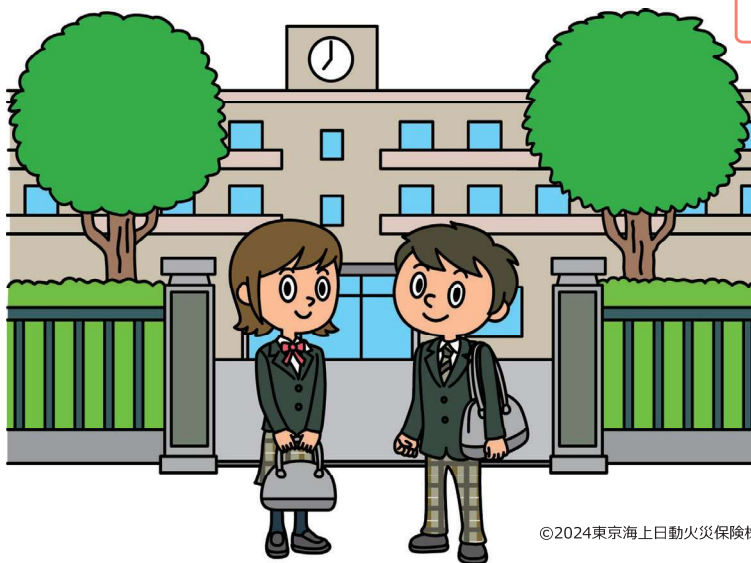
子ども
傷害補償



個人
賠償責任



弁護士費用等
(人格権侵害等)



©2024東京海上日動火災保険株式会社

“もしも”に備えて様々な補償をご用意しています。

10%割引 適用 *1

*1 割引の詳細は「高校生総合補償制度の特徴」をご確認ください。

保険期間

2025年 5月1日 午後4時から 2026年 5月1日 午後4時まで 1年間

申込締切日

加入依頼書からの申し込み 2025年 4月25日
Webからの申し込み 2025年 4月30日

加入方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。
加入依頼書またはWebから申し込みいただけます。
詳細は次ページをご確認ください。

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。
引受保険会社および引受割合等については、「重要事項説明書」をご確認ください。

高校生総合補償制度の特徴

10%の割引が適用されます！

団体割引：10%適用

自動セットの充実したサービス！ *1

メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康・暮らしのサービスが自動セット

*1 自動セットのサービス詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。

補償の特徴

**安心の24時間補償
(全タイプ)**

**他人への賠償責任も補償
(全タイプ)**

万一の際も示談交渉サービス付き※で安心
※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限ります。

**扶養者の万一にも備える補償をご用意
(全タイプ)**

**熱中症や細菌性食中毒も補償
(全タイプ)**

**自転車事故も補償
(全タイプ)**

お子様ご自身のケガも、ケガをさせたときの賠償責任も補償、自転車条例にも対応

**お子様の病気による入院も補償
(SP・SSタイプのみ)**

よくあるご質問 Q&A

- Q.** 育英費用における「扶養者」とは誰を指しますか？
- A.** 原則として、ご加入いただくお子様の親権者で、かつ、お子様の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、お子様の生計を主に支えている人を指します。
- Q.** 両親が共働きをしている場合、育英費用における扶養者はどうなりますか？
- A.** お子様について税法上の扶養控除の適用を受けている方、または保険期間中に見込まれる所得が多い方を扶養者として設定いただきます。
- Q.** 扶養者がガンで亡くなった場合も育英費用は補償されますか？
- A.** 傷害を被り、事故の発生日から180日以内に死亡、または重度後遺障害が生じた場合のみ補償となりますので、病気は対象外となります。

ご家族のみなさまとご相談のうえ、ご加入をご検討ください。

お手続きは下の欄を、詳しくは次ページ以降をご確認ください。

お申し込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

申込締切日	加入依頼書からの申し込み 2025年4月25日 Webからの申し込み 2025年4月30日
掛金(保険料+制度維持費)の払込方法	ご指定の口座より7月28日に引き落としします(一時払)。 ※次の金融機関の口座からのお引き落としが可能です。 (全国の銀行・信用金庫・労働組合・農業協同組合・ゆうちょ銀行) ※7月28日にお引き落としできなかった場合は、8月27日に再度お引き落としします。
新規ご加入の方	以下①②いずれかの方法にてお手続きください。
	<p>① ネット募集システム「e-CHOICE」でのお手続き方法</p> <p>「e-CHOICE」の「お手続きサイト」にアクセスし、必要事項を入力してお手続きください。 スマートフォンやタブレットで右記二次元コードを読み込むかURLまでアクセスしてください。</p> <p><URL> SP・SSタイプ : http://ezoo.jp/ds4/A0025102505 B・Eタイプ : http://ezoo.jp/ds4/A0025112505</p> <p>手続きがその場で完了するWebでのお申し込みがおすすめです。 口座がわかるものをお手元にご用意ください。</p>
	<p>② 加入依頼書でのお手続き方法</p> <p>同封の「加入依頼書」「損害保険料預金口座振替依頼書」に必要事項すべてを記入例に従い、ご記入・ご署名のうえ、同封の返信用封筒で「4月25日(当日消印有効)」までにご提出ください。</p>



SP・SSタイプはこちら！



B・Eタイプはこちら！

補償ラインナップ^o(基本補償)



こども傷害補償

例えば… ・体育の授業中、バスケットボールをしていてケガをした。
・通学中に交通事故にあい、骨折、入院した。

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、
お子様がケガをした場合に保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害	ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。
入院・手術	ケガで入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。 また、1事故について180日を限度とします。 *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院	ケガで通院*1した場合に保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
細菌性食中毒等補償特約	有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約	熱中症になった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。
天災危険補償特約(傷害用)	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。



お子様の病気に対する補償もご用意しています。

入院・手術医療保険金支払特約	病気で2日以上入院*1したり手術*2や放射線治療*3を受けた場合に保険金をお支払いします。 *1 1回の入院について60日を限度とします。 *2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。 *4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
入院療養一時金支払特約	病気で60日以上入院が必要であると診断された場合に保険金(一時金)をお支払いします。

扶養者に万一のことがあった場合に備えます。

※ あらかじめ扶養者を指定していただきます。

育英費用補償特約	扶養者にケガによる死亡または重度後遺障害が生じた場合に保険金(一時金)をお支払いします。
----------	--

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

賠償責任に関する補償



個人賠償責任

例えば… ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※ノート型パソコンやタブレット端末(自発的通信機能の有無を問いません。)も受託品に含まれます。



費用に関する補償



弁護士費用等 (人格権侵害等)

例えば… ・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
・電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)に在籍する児童または生徒が対象となります。

*3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：10%
 職種級別*1：A
 ※ご加入人数は1口のみです。

Webでのお申込み二次元コード		QRコード		QRコード		
		SPタイプ	SSタイプ	Bタイプ	Eタイプ	
こども傷害補償	お子様のケガ	死亡・後遺障害保険金額	157万円	126万円	100万円	71万円
		入院保険金日額*2(1日あたり)	3,200円	2,600円	2,120円	1,200円
		通院保険金日額(1日あたり)	2,100円	1,700円	1,100円	600円
		細菌性食中毒等補償特約	○	○	○	○
		熱中症危険補償特約	○	○	○	○
		天災危険補償特約(傷害用)	○	○	○	○
	お子様の病気等	入院・手術医療*3 入院医療保険金日額(1日あたり)*4	3,000円	2,500円	-	-
		入院療養一時金額*3	10万円	10万円	-	-
	扶養者のケガ等	育英費用保険金額	50万円	40万円	20万円	10万円
	個人賠償責任保険金額 (記録情報限度額500万円)		国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円
弁護士費用等(人格権侵害等)保険金額		300万円	-	-	-	
保険料(一時払)		19,800円	14,800円	9,800円	6,800円	
制度維持費		200円	200円	200円	200円	
年間掛金(保険料+制度維持費)		20,000円	15,000円	10,000円	7,000円	

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

*1 お子様継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくは《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)が満6歳以上である場合に加入できます。

*4 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*5 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*5 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

保険の対象となる方(被保険者)について

【「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方】

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入できる方は、高知県高等学校PTA連合会加盟の高等学校・特別支援学校に在籍する児童・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)となります。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【保険の対象となる方(被保険者)の範囲】

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、以下のとおりです。

	こども傷害補償	個人賠償責任*2	弁護士費用等
	本人型	家族型	
ご本人*1(お子様-児童・生徒)	○	○	○
ご本人*1の配偶者	-	○	○
ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	-	○*3	○
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	-	○*4	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任について、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

*3 個人賠償責任については、ご本人*1の親権者の同居のご親族も保険の対象となる方に含まれます。

*4 個人賠償責任については、ご本人*1の親権者の別居の未婚のお子様も保険の対象となる方に含まれます。

! 育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。
原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1)配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。)

①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2)親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3)未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト **自動セット**

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間 * 1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の
一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト **自動セット**

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いづれも
土日祝・
年末・年始を除く

- ・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
- ・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート **自動セット**

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談 : 午前10時～午後6時
いづれも
土日祝・
年末・年始を除く

- ・税務相談 : 午後2時～午後4時
- ・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
- ・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】
弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：
午前10時～午後6時

受付時間：
0120-300-575

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：
午前7時30分～午前9時30分/
午後5時～午後10時

0120-106-670

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- 自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

現在ご加入の方への大切なお知らせ

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

■この保険は、高知県高等学校PTA連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、高知県高等学校PTA連合会が有します。

<ご注意> 現在ご加入の方につきましては、「自動更新のご案内」に記載の締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

代理店

<幹事代理店> 株式会社 T-ONE

住所：〒781-8122 高知市高須新町3-10-24

TEL：0120-155-003 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

<非幹事代理店> 株式会社 ピース

住所：〒787-0033 四万十市中村大橋通7-12-17

TEL：0880-34-2352

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 高知支店 高知支社

住所：〒780-0870 高知市本町4-1-16 高知電気ビル6F

TEL：088-823-2575 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

《事故時の連絡先》

代理店

株式会社 T-ONE

TEL：0120-155-003

(受付時間：平日午前9時～午後5時)

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

TEL：0120-720-110

(受付時間：24時間365日)

<2024年10月1日以降始期契約用>

24TX-005978 2025年3月